

令和7年度 第2回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1	国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2	令和7年度の埋蔵文化財関係事業について	2
資料 1-3	「平泉の文化遺産」について	4
資料 1-4	「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	5
資料 1-5	「明治日本の産業革命遺産」について	6
資料 1-6	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	7

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2-1	中津川橋梁青銅擬宝珠	8
	【有形文化財、盛岡市】	
資料 2-2	大迫あんどんまつり	18
	【無形民俗文化財、花巻市】	

○参考資料

・	岩手県文化財保護審議会条例	26
・	岩手県文化財保護審議会運営規定	27
・	岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	28
・	岩手県内指定文化財等件数一覧	37
・	過去10年間における文化財指定物件一覧	38
・	過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	39

国・県指定文化財の指定等の状況について

1 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	有形民俗文化財	久慈地方の牛方資料〔久慈市〕	指定	R7.11.7
2	天然記念物 (地質鉱物)	米田浜津波堆積物〔野田村〕	指定	R7.11.7

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名称〔所在地〕	内容	申請者
7.11.10	県天	タブノキ自生地	保守管理設備の機器の交換	第二管区海上保安本部長 白崎 俊介
8.1.5	県名	浄土ヶ浜	支障木の伐採	宮古市長 中村尚道
8.1.8	県天	内間木洞及び洞内動物群	試料の採取	東北大学大学院理学研究科地学専攻地圏進化学講座 山田 努

1. 発掘調査 ▶▶ 公益財団法人岩手県埋蔵文化財センター

	委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積	時代	調査成果
1	NEXCO 東日本	秋田自動車道 車道拡幅	えつちゅうはた ³ 越中畑Ⅲ遺跡	西和賀町	14,600 m ²	近世 時期不明	(近世以降) 炭窯2基、(時期不明) 焼土1箇所、(遺物) 縄文土器、陶器片、石鏃、剥片
2	県土木部	道路整備	いずみさわ ³ 泉沢Ⅲ遺跡	西和賀町	1,430 m ²	近世	(近世) 掘立柱建物、柱穴、(遺物) 陶磁器、木製品、鉄製品
3	県農水部	ほ場整備	なかい 中井遺跡	奥州市	3,800 m ²	古代 中～近世 近世以降	(古代) 竪穴建物、大溝、水田、土坑、(中～近世) 掘立柱建物、水田、(近世以降) 溝、土坑、(遺物) 石器類、土師器、金属製品、木製品
4	県農水部	ほ場整備	ながね 長根遺跡	奥州市	1,500 m ²	縄文	(縄文) 陥し穴状遺構、土坑、溝、(遺物) 縄文土器
5	県農水部	ほ場整備	はらあれた 原荒田遺跡	金ケ崎町	2,700 m ²	縄文 時期不明	(縄文) 陥し穴状遺構、(時期不明) 竪穴状遺構、土坑、溝、柱穴、(遺物) 縄文土器、石器、土師器、須恵器、陶器、磁器、煙管
6	県農水部	ほ場整備	ゆざわ ¹¹ 湯沢Ⅺ遺跡	二戸市	1,100 m ²	縄文	(縄文) 土坑、埋設土器、(遺物) 縄文土器、石器
7	花巻市	産業団地	やまのかみ ² 山ノ神Ⅱ遺跡	花巻市	65,685 m ²	縄文 平安 時期不明	(縄文) 陥し穴状遺構、土坑、(平安) 炭窯、(遺物) 縄文土器、石器、土師器、陶磁器
			調査遺跡数 7	調査面積 90,815 m ²			



2. 試掘調査 ▶▶ 県教育委員会 (令和8年1月時点) (* は市町村への調査支援)

○ 29事業 48遺跡のうち13遺跡を「要発掘調査」とした。(遺跡には「可能性あり」を含む)

	事業者	事業内容	遺跡名	所在地	調査結果	備考
1	国交省	堤防建設	黒岩宿遺跡	北上市	竪穴建物、土坑、縄文・弥生土器	R 8本調査予定
2	国交省	堤防建設	北日詰城内Ⅱ遺跡	紫波町	竪穴建物、柱穴、縄文土器	
3	国交省	国道拡幅	荒巻遺跡	金ケ崎町	土坑、柱穴、縄文土器	
4	県土木部	県道整備	黒岩宿遺跡	北上市	竪穴建物、溝、柱穴	
5	県土木部	県道整備	赤須賀峠遺跡	岩泉町	竪穴建物、土坑、縄文土器	
6	県農水部	農道整備	可能性あり①	軽米町	竪穴建物、土坑、縄文土器	R 8本調査予定
7	県農水部	農地整備	可能性あり②	奥州市	竪穴建物、土坑、溝、柱穴	
8	県農水部	農地整備	可能性あり③	奥州市	竪穴建物、土坑、溝、柱穴	
9	県農水部	農地整備	平林後遺跡	金ケ崎町	土坑、柱穴、縄文土器	
10	県農水部	農地整備	赤坂田遺跡	八幡平市	柱穴、遺物包含層	
11	県農水部	農地整備	可能性あり	雫石町	土坑、縄文土器	
12	県農水部	農地整備	花見石Ⅱ遺跡	花巻市	溝、縄文土器	
13	*花巻市	産業団地	山の神Ⅱ遺跡	花巻市	土坑、柱穴	R 7本調査(終了)

3. 普及啓発 ▶▶ 公益財団法人岩手県埋蔵文化財センター (県教育委員会の委託事業)

(1) 埋蔵文化財発掘調査技術講習会

日時・会場 令和7年12月5日(金)、都南公民館(盛岡市)

内容・講師 『発掘調査をイノベーションする』

芝 康次郎 氏(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部
(平城地区) 考古第二研究室主任研究員)

参加者 文化財保護行政関係者 42名

(2) 第45回埋蔵文化財展

日時・会場 令和7年8月21日～27日

トーサイクラシックホール岩手 展示室(盛岡市)

内容 「掘り起こされた北上川中流域の歴史」をテーマに紫波町から平泉町までの発掘調査の成果を展示、解説

来場者 県民等一般 545名

(3) 埋蔵文化財公開講座

日時・会場 令和8年1月31日(土)

県民情報交流センター アイーナ 小田島組☆ほ～る(盛岡市)

講演 『縄文時代のはじまる頃ー洞窟・岩陰遺跡から探る狩猟採集民の生活ー』

谷口 康浩 氏(國學院大學教授)

聴講者 県民等一般 270名

(4) 県立埋文センター所報「わらびて」発行 年2回発行：R7年6月、R8年2月(予定)



4. 調査研究 ▶▶ 県教育委員会 (* は県立博物館への委託事業)

(1) 津波石碑悉皆調査

○ 大船渡市・釜石市の現地調査を実施。

○ 3月上旬 「津波石碑調査に関する検討会議」を開催予定。

(2) 高地性集落跡悉皆調査

○ 牛転ばし林館跡(洋野町)について内容確認調査を実施。

○ 3月中旬 「高地性集落跡悉皆調査に関する検討会議」を開催予定。

(3) 古墳時代墓制関連遺跡調査

○ 親久保Ⅱ遺跡(一戸町)の内容確認調査を実施。

「平泉の文化遺産」について

1 概要

- (1) 平成23年6月29日、第35回世界遺産委員会（フランス・パリ）において世界遺産一覧表に記載。

資産名「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」

- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5資産（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。

- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」（拡張）が暫定リストに再記載。

候補資産は、柳之御所遺跡^{やなぎのごしよ いせき}、達谷窟^{たっこくのいわや}（以上、平泉町）、白鳥館遺跡^{しろとりたて いせき}、長者ヶ原廃寺跡^{ちやうじゃがはら はいじあと}（以上、奥州市）、骨寺村荘園遺跡^{ほねでらむらしようえん いせき}（一関市）。

2 保存管理

- (1) 「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」（平成24年3月策定、平成31年3月・令和7年3月改訂）に基づき、一体的に保存管理を実施。

- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価（HIA）」が求められたことから、これまで12件の評価を実施。

令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の判断材料となる研究報告書を作成。

- (3) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が実施。

3 最近の動向

- (1) 近年のユネスコ世界遺産センター等によるガイダンス文書等を踏まえ、開発事業計画の早期把握と関係者間の情報共有、事業者との調整をより円滑に進めるため、「遺産影響評価マニュアル」を作成中。令和7年度内のとりまとめを予定。

- (2) 拡張推薦に係る国の文化審議会意見（令和7年8月26日付）を踏まえ、課題の解決を図りながら、拡張登録の実現に向けて取組を継続。

- (3) 昨年度来、構成資産においてイノシシによる掘削痕を確認。掘削は表土中にとどまっており、史跡への影響はほぼないが、専門家委員会の指導を得ながら対応中。毛越寺庭園においては、獣害防御のため防御柵の新設及び既存柵の補強を実施済み。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1 概要

- (1) 令和3(2021)年7月、第44回世界遺産委員会(オンライン)において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として登録
- (2) 構成資産は、4道県17資産(北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1)で構成され、本県は一戸町の「御所野遺跡」
- (3) 推進組織は4道県14市町で構成「縄文遺跡群世界遺産本部」(事務局:青森県)

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」(委員長:菊池徹夫早稲田大学名誉教授)の指導・助言(19回開催)
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠(評価基準(iii))と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本(評価基準(v))を軸に検討
- (3) 令和3(2021)年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告

3 保存管理

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産協議会」(事務局:青森県)が中心となり、保存管理の全体的調整を実施
- (2) 御所野遺跡については、一戸町において保存管理を行い、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関と調整を実施

4 最近の動向

- (1) 御所野縄文公園の管理運営については、NPO法人による指定管理期間が満了し、令和6(2024)年4月から一戸町により直営化され、関係団体や住民から広く意見を取り入れるため、新たに御所野縄文公園運営協議会を設置。
- (2) 一戸町では、保存活用計画策定検討委員会を設置し、「史跡御所野遺跡保存活用計画」の策定作業を進めており、令和8年度内に取りまとめの予定。
- (3) 「縄文遺跡群世界遺産協議会」(事務局:青森県)内に、令和6年度から事務局、各道県広域委員で構成される遺産保全部会が設置され、「遺産影響評価指針」の改訂に向けた検討作業を継続。
- (4) 令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により、御所野遺跡の史跡指定地内において、柱穴列を復元した木柱列3本のうち1本が根元で折損した。経年劣化により根元が腐食していたもの。基礎の損壊や遺構への影響はなく、修理方法等については、今後検討を行う。

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 (2015) 年 7 月、第 39 回世界遺産委員会 (ドイツ・ボン) において、「明治日本の産業革命遺産 ー製鉄・製鋼、造船、石炭産業ー」として登録
- (2) 構成資産は 8 県 23 資産で構成され、本県は釜石市の「橋野鉄鉱山」
- (3) 推進組織は 8 県 11 市で構成 (協議会事務局：鹿児島県)

2 世界遺産委員会決議への対応

- (1) 内閣官房と「明治日本の産業革命遺産」世界遺産推進協議会が連携し対応
- (2) **第 47 回世界遺産委員会** (2025 年 7 月：パリ)
 - ・韓国から「明治日本」の案件審議を求める議案 (戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションが不十分) を提出したものの、委員国による秘密投票の結果、**韓国からの要請は否決**
 - ・**2026 年以降、委員国から日本が外れ、韓国が継続**となるため、再度提案される可能性も考えられること。

3 保存管理

- (1) 資産全体の管理を「明治日本の産業革命遺産保全委員会」が調整 (事務局：内閣官房)
- (2) 橋野鉄鉱山については、下部組織として「釜石地区管理保全協議会」 (会長：釜石市長) が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を実施。「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関との調整を実施

4 最近の動向

- (1) 史跡の**継続的な内容確認調査** (発掘調査) の実施と、**見学路の整備**を計画中
- (2) 橋野鉄鉱山インフォメーションセンターの**展示リニューアル**を計画
 - ・R7～：各資産共通仕様による**デジタルサイネージ導入等**
- (3) R7 年度は世界遺産登録 10 周年にあたり、下記記念イベントを開催
 - ・**東京シンポジウム** (7/6：東京国際フォーラム：鹿児島県事務局主催)
 - ・**橋野鉄鉱山登録 10 周年記念シンポジウム** (7/12：釜石市民文化ホール「TETTO」：市主催・県共催)
 - ・**いわて世界遺産まつり in 釜石** (10/11～12：釜石市民文化ホール：県主催)

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて

1 施設の理念

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設

2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末年始、毎月末日、資料整理日として5日間程度
- (3) 入館料 令和5年4月1日から有料（令和7年4月1日入館料改定）
一般：個人320円、団体（20人以上）：140円/人
学生：個人140円、団体（20人以上）：70円/人
高校生以下：無料

3 展示資料点数

常設展示 約300点（パネル・映像等を含む。うち重要文化財約150点）

4 入館者数の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
個人	6,038人	21,850人	12,797人	15,390人	56,075人
団体	619人	3,497人	3,350人	2,791人	10,257人
合計	6,657人	25,347人	16,147人	18,181人	66,332人

※令和7年12月末現在、入館者数 14,738人 総合計 81,070人

5 その他

令和5年4月1日から、指定管理制度を導入

- (1) 第1期（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間）
（指定管理者：（公財）岩手県文化振興事業団）
- (2) 第2期（令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間）
（指定管理者：アクティオ株式会社）

種 別	有形文化財（工芸品）
名 称 ・ 員 数	中津川橋梁青銅擬宝珠（なかつがわきょうりょうせいどうぎぼし） 36 個
所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市
文化財の所在場所	中津川橋梁「上の橋」（盛岡市上ノ橋） 中津川橋梁「下の橋」（盛岡市下ノ橋）
指 定 理 由	<p>本文化財は、中津川に架橋されている「上の橋」と「下の橋」にそれぞれ 18 個ずつ取り付けられている青銅擬宝珠で、慶長 14 年と慶長 16 年の銘が刻銘されており、「上の橋」の擬宝珠は国の重要美術品にも認定されている。</p> <p>この擬宝珠は、盛岡藩初代藩主の南部信直及びその子利直が盛岡城築城と同時に進めた城下町建設により中津川に架橋された「上の橋」と「中の橋」に取り付けられていたものであるが、何度かの落橋や洪水により流失や欠損に見舞われたことから、いくつかの擬宝珠は鋳直され、さらに戦時中は金属供出の危機的状況に見舞われるなど、度々の滅失危機を経ながらも中津川橋梁の擬宝珠は現代までその姿をほとんど変えることなく架設されてきた。なお、明治 43 年に起こった大洪水により三橋いずれも流出し、大正元年の三橋の復旧の際に、当初中の橋に架設されていた擬宝珠を下の橋に転用したことが銘文からも明らかになっている。</p> <p>このように、江戸時代から綿々と引き継がれてきた盛岡の景観の代名詞ともいえる擬宝珠であり、今後も県民に親しまれる文化財として継承されていくべき貴重な文化財である。</p> <p>紀年銘のある擬宝珠は全国的に珍しい数となると考えられるが、盛岡市教育委員会発行の『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠』では橋梁の擬宝珠で寛永ごろまでの紀年銘が明らかなものとして、京都三条大橋の天正 18 年銘現存 10 個を筆頭にわずかに 13 例を挙げている。その多くは一桁台の個数の物件が散見され、その中で上の橋、下の橋両橋に現存する 36 個という数は飛びぬけて多い。慶長 14・16 年設置当初の擬宝珠に限っても 15 個にのぼり、その残存数は全国的にみても誇るべき事例と言える。また、流失後に鋳直されたと思われる第 2 期、第 3 期の擬宝珠についても銘文は改められることはなく、その都度当初の内容が踏襲されたことも特筆される。中世以来の由緒を有する南部家の擬宝珠を、藩としてその存在をいかに大切にしていたかがうかがわれる事例である。</p> <p>以上のことから、岩手県指定有形文化財に指定するものである。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第 1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部 2 県の絵画史上、彫刻史上または工芸史上特に意義のある資料となるもの。</p>

指定文化財調査報告書

調査員 小岩 弘明

令和 8 年 1 月 21 日

1 所有者の住所・氏名	盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市
2 文化財の所在場所	中津川橋梁「上の橋」 中津川橋梁「下の橋」
3 種別	有形文化財（工芸品）
4 名称	中津川橋梁青銅擬宝珠
5 員数	36 個
6 品質・形状	青銅製
7 寸法・重量	詳細は別表の通り 総高 606～651 宝珠径 233～277 欠首径 95～144.5 胴最小径 260～277 胴最大径 271～294 （単位mm） （計測値は盛岡市教育委員会『盛岡市中津川橋梁青銅擬宝珠』による）
8 作者	南部利直発起 製作者不明
9 時代又は年代	江戸時代(慶長 14 年及び 16 年を刻銘する)
10 画讃・奥書・銘文等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慶長十四己酉年／十月吉日／中津川上之橋／源朝臣／利直 ・ 慶長十六辛亥年／八月吉日／中津川中之橋／源朝臣／利直 ・ 此擬宝珠元中橋／欄干之物明治四／十三年九月三日／洪水破橋今茲改／築之 際転用之下／橋／大正元年十一月／盛岡市
11 伝来	<p>慶長 2 年（1597）南部氏 26 代(盛岡藩初代)信直が盛岡城の築城に着手し、同 4 年信直没後は盛岡藩 2 代藩主利直によって引き継がれ、慶長年中に完成したとされる。この築城と同時に進められたのが城下町建設であり、中津川以北にその地が定められた。中津川には慶長 14 年に上の橋が、16 年には中の橋、17 年には下の橋が架橋され、上・中両橋には擬宝珠が取り付けられた。</p> <p>南部家における擬宝珠の使用は室町時代に遡るとされる。12 代政行が在京中に和歌を帝に献じたところ叡感があり、勅許を得て賀茂川の擬宝珠を写し三戸熊原川架橋にあたり欄干に擬宝珠を用いたと伝える。この擬宝珠は慶長 14 年上の橋完成にあたり三戸から盛岡に移したと江戸後期の記事にある。</p> <p>擬宝珠は何度かの落橋により流失や欠損に見舞われたことが藩の記録からも知られる。また寛文の洪水で流失した擬宝珠を、4 代藩主重信はその行方を仙</p>

	<p>台領まで探させたとの記事も見えている（「盛岡砂子」）。さらに戦時中は金属供出の危機的状況に見舞われるなど、度々の滅失危機を経ながら中津川橋梁の上の橋、そして中の橋の擬宝珠は下の橋に移設されつつも現代までその姿をほとんど変えることなく架設されてきた。</p>
<p>12 保存・活用の方向性</p>	<p>江戸時代から綿々と引き継がれてきた盛岡の景観の代名詞ともいえる擬宝珠であり、今後も県民に親しまれる文化財として継承されていくべき品であることは言を俟たない。</p> <p>とはいえ、400年以上にわたって風雨にさらされ続け、時には落橋による流失や破損にあうなどのため、鋳直しや修復が続けられて現在に至っている。そうしたことから個々にかかなりのダメージが看取され、早急の修復・保存措置が求められる。</p> <p>なお、阿部裕之『中津川橋梁 青銅擬宝珠破損状況調査報告書』(1994)では通番 5(平面図参照)が A ランク(補修の緊急性が高い)、1, 3, 7, 8, 9, 11, 17, 32 が B ランク(補修が必要)として警鐘を鳴らしている。</p>
<p>13 その他参考となるべき事項</p>	<p>現存する擬宝珠は上の橋 18 個、下の橋 18 個の計 36 個であり、両橋に混在する上之橋銘 17 個、中之橋銘 19 個だが、全て銘文当時の個体かという問題については疑問が付される。これについて詳細な研究を行った太田孝太郎氏は、昭和 7 年に『岩手縣金石志』を出版し、早くも現存 3 期説の可能性を提示し、昭和 30 年代には「慶長の擬宝珠」、さらに新たに「岩手県金石志」を執筆して両橋擬宝珠の鋳造時期が刻銘の上からそれぞれ 3 期に分類されることを詳述した。これを承けて昭和 44 年岩手大学名誉教授森嘉兵衛氏、同大学教授板橋源氏など総勢 15 名による現存擬宝珠 36 個の調査を実施し翌年 3 月に盛岡市教育委員会から調査報告書『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠』として刊行された。森氏は慶長 14 年銘のものを 3 時期に、16 年のものを 3 時期に分類することが最も妥当であるとし、太田氏の分類方法が的確だったことを証明した。また、どの時点で鋳直されたかについて 1 期はオリジナルの慶長 14 年と 16 年、それ以降については三橋が流失した記録が残る寛文 10 年の洪水後を 2 期、享保 9 年洪水後を 3 期として復旧したと結論付けた。</p> <p>ちなみに「^{とくえんかくん}篤焉家訓」によれば寛永年中に上の橋には 18 個、中の橋には 20 個との記事がある。当初 38 個だった擬宝珠だが、戦時中盛岡市役所倉庫に保管されていたが、上之橋銘と中之橋銘 1 個がそれぞれ失われたとされ、現存 36 個となった。</p> <p>なお、中の橋に架設されていた擬宝珠が、下の橋に移設された経緯については明治 43 年に起こった大洪水によって三橋いずれも流出し、大正元年三橋の復旧にあたり中の橋の擬宝珠を下の橋に転用したことが上掲三つ目の銘文(追銘)で明らかにされている。</p> <p>上の橋擬宝珠の構成</p> <p>上の橋擬宝珠は昭和 20 年(1945)8 月 4 日付で国の重要美術品に認定されている。擬宝珠の内訳は上之橋銘が 8 個、中之橋銘が 10 個である。</p>

しかし本来であれば、上之橋銘のみが架設されるべきであるが、現状、中之橋銘が 10 個あり、内 1 個には追銘が付された個体である。つまり重要美術品認定までの間に混在させたことは確実である。盛岡市が保存する重要美術品指定申請に係る一件書類の中には、中津川増水に伴う流失の危険回避のため撤去している旨の記載があり、それまでも何度かの撤去と復旧が繰り返されていたと思われる。

18 個の年代差については、14 年上之橋銘は 1 期 5 個、2 期 2 個、3 期 1 個で、16 年中之橋銘 1 期 9 個、2 期 1 個、3 期 0 個である。

下の橋擬宝珠の構成

慶長 17 年下の橋架橋当初、擬宝珠架設の有無については資料がない。加えて下の橋銘の擬宝珠は残欠すら見つかっていない。「篤^{とく}馬^{えん}家^{かくん}訓」では架橋当初の擬宝珠の記載はなく、寛永年中の事として上の橋には 18 個、中の橋には 20 個との記事があり下の橋については、この橋は城内への通路口なので擬宝珠は取り付けないと記述している。「邦内郷村志」では「篤馬家訓」と同内容のほかに「一説に」として、当初は架設されていたが寛永の落橋後、下の橋は舟橋となり、後年新たな架橋に際して擬宝珠は幕府の許可が下りなかった、とある。下の橋擬宝珠の残欠も伝わらず真偽は不明だが一先ず措く。新たに中の橋の擬宝珠が下の橋に移設された経緯は追銘で明らかである。

下の橋擬宝珠は昭和 46 年(1981)に盛岡市有形文化財(工芸品)に指定されている。上之橋銘が 9 個、中之橋銘が 9 個であり、上の橋同様混在している。

18 個の年代差については、14 年上の橋銘は 1 期 0 個、2 期 2 個、3 期 7 個、16 年中の橋銘 1 期 1 個、2 期 3 個、3 期 5 個である。

14 年上の橋銘擬宝珠と 16 年中の橋銘擬宝珠の混在について

本来であれば戦時中まで 38 個あった中で、上の橋は上之橋銘、下之橋は中之橋銘で完結していたはずである。しかし重要美術品である上の橋擬宝珠は両銘を混在させて認定されている。つまり何らかの意図をもって混在させたと言える。太田氏の研究(1956, 1961)と盛岡市の報告書(1970)の成果を踏まえて現況を比較すると次の通りになる。

	14年銘			16年銘			計
	1期	2期	3期	1期	2期	3期	
上の橋	5	2	1	9	1	0	18
下の橋	0	2	7	1	3	5	18
計	5	4	8	10	4	5	36

この表から明らかな通り、14 年 16 年銘の当初オリジナルである 1 期は 1 個を除くほぼ全ての 14 個を上之橋が網羅していて、残りの 4 個を 2,3 期で分け合っている。下の橋は 16 年銘 1 期が 1 個で 14 年 1 期に至っては 0、3 期はほぼ全ての 12 個である。重要美術品一件書類中に「残存擬宝珠調」として 14 年銘

2期5個、3期5個の10個、16年銘1期1個、2期4個、3期5個の10個と記している。残存とは重要美術品指定申請以外の供出予定数を示している。つまり申請当時から擬宝珠は3期に分類されることを認識して選別していた。このことについて、太田氏は「昭和28年11月18日稿」として、盛岡市と本人のやり取りを略述している(「慶長の擬宝珠 追記」『奥羽史談』六)。それによれば盛岡市は当初2個のみを保存し、残る36個を供出する計画だった。これに対し太田氏は全部の保存を進言したが受け入れられず、依って保存して上の橋に取り付けるべき18個の私案を提出したところ、これが認められたと語る。つまり重要美術品に認定されている当該物件は研究成果を踏まえた同氏の進言で選定されたようである(重要美術品指定申請一括資料によれば、当初盛岡市は全ての擬宝珠の重要美術品申請を目指していたことが最初期資料から読み取れる)。

こうして太田氏案に沿って上の橋の設置位置の平面図も描かれた(現存)。上之橋銘が3期全てに亘るのは、3期の存在を残すことを目的としたためとも考えられる。また、追銘1個(中之橋銘2期)が現存することも、この追銘自体を保存する意図が働いていたと思われる。このことは下の橋に残る追銘擬宝珠はすべて16年3期であることも裏付けている。結論として上下両橋の上之橋銘、中之橋銘の混在は、重要美術品認定に係る保存すべき個体選定が理由だった。

擬宝珠の現況調査報告について

太田氏論文、昭和45年岩手大学調査報告書『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠』、令和6年阿部裕之岩手大学教育学部特設美術科『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠破損状況調査報告書』以外の主な報告書な下記がある。

平成23年度策定の盛岡市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成27年度から翌年度にわたった上の橋の工事時の状態調査報告書『上の橋橋梁補修に係る青銅擬宝珠調査について』(平成30年)がある。

その他

江戸桜田屋敷から盛岡城までを描いた画帖「増補行程記」(寛延4年1751)には橋図とともに「中橋 利直公御名アリ 葱帽子有」と注記されているほか、現存する盛岡城絵図には擬宝珠を備えた上の橋、中の橋が見えている。

※「重要美術品指定申請」など原文分通りに用いてきたが、重要美術品に係る旧法では認定物件である

参考文献

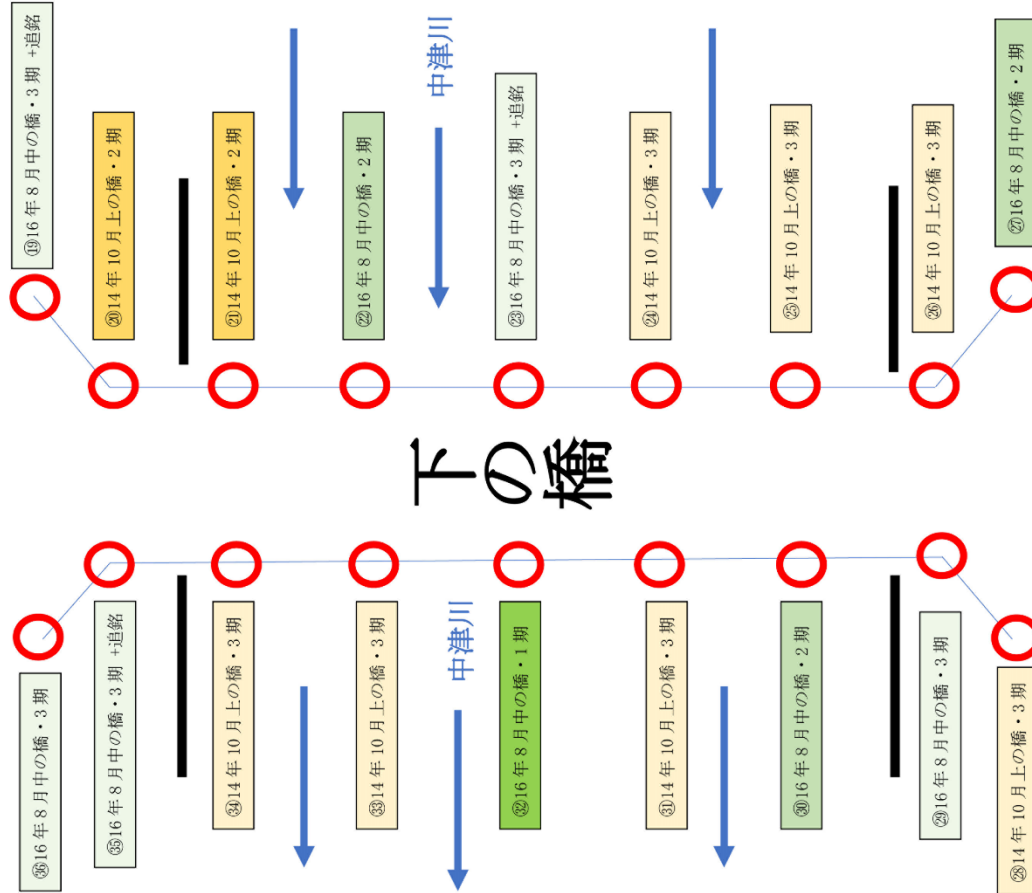
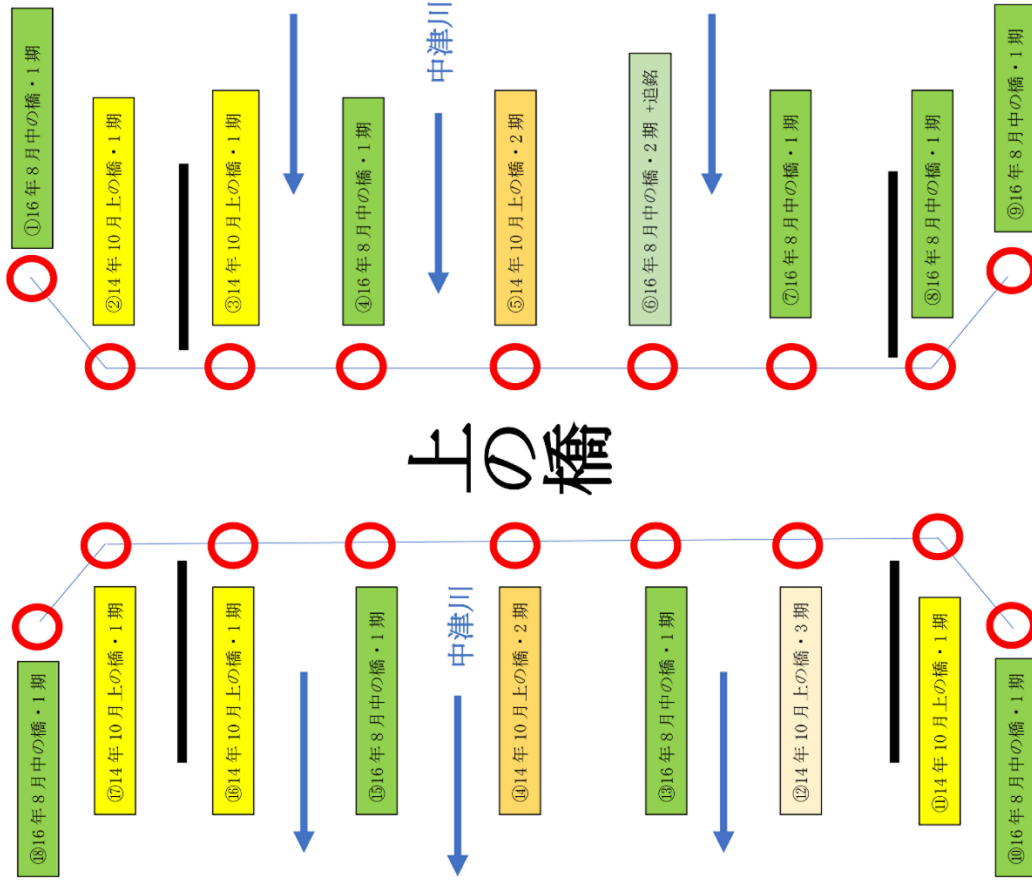
- 横川良助「内史略」江戸後期 『岩手史叢』第一巻1973.4 岩手県文化財愛護協会
大巻秀詮「封内郷村志」明和～寛政年間 『南部叢書』第五冊1929.2 南部叢書刊行会
阿部知義「郷村古実見聞録」文化年間 『南部叢書』第四冊1928.9 南部叢書刊行会
市原篤焉「篤焉家訓」文化～天保年間 『南部叢書』第二冊1928.2 南部叢書刊行会
星川正甫「盛岡砂子」天保4年(1833) 『南部叢書』第一冊1927.6 南部叢書刊行会
阿部裕之「盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠破損状況調査報告書」1994.11
太田孝太郎「岩手縣金石志」1932.11
太田孝太郎「慶長の擬宝珠」『奥羽史談』第六巻第三号 1956.1 奥羽史談会
太田孝太郎「岩手県金石志」1961.3 文化財調査報告書第八集 岩手県教育委員会

	<p>鶴鳴閣『杜陵洒片影』1899.9 坂牛祐直『巖手之葉』1897.5 佐嶋與四右衛門「中津川の歴史」『盛岡市文化財シリーズ』第19集1988.7 盛岡市教育委員会 高橋俊哉「上の橋由来」『擬宝珠の町 盛岡・その素顔』1971 岩手日報社 盛岡銀行「盛岡案内記」1923.8 盛岡市教育委員会「盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠」1970.3 盛岡市教育委員会「上の橋橋梁補修に係る青銅擬宝珠調査について」2018.3 盛岡市教育委員会提供複写資料 青銅擬宝珠重要美術品認定関係書類 吉田義昭・及川和哉『図説 盛岡四百年 上 江戸時代編』1983.5</p>
<p>14 所見</p>	<p>擬宝珠は橋梁や寺社の階段、廻縁などの親柱の上に取り付けられる装飾で、工芸品として位置づけられる。上の橋擬宝珠は工芸品として重要美術品に認定されている。また、装飾品としてだけではなく、親柱が木製の場合擬宝珠は雨水などの浸食から守る役割も持っている。</p> <p>盛岡藩2代藩主南部利直が盛岡に築城しその城下町を形成して以来、上の橋、中の橋両橋に架設された擬宝珠は江戸から明治、そして大正時代には中の橋から下の橋に擬宝珠は移されたが昭和、平成、令和の今に至るまで盛岡における江戸文化を彩る工芸品でありまた象徴として県民に広く知られている。殊に盛岡市民は擬宝珠を有する両橋を愛着と親しみをもって往来している。</p> <p>紀年銘のある擬宝珠は全国的に夥しい数となると予想されるが、『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠』では橋梁の擬宝珠で寛永ごろまでの紀年銘が明らかなものとして、京都三条大橋天正18年銘現存10個を筆頭にわずかに13例を挙げるのみである。その内の仙台北城下にあった慶長6年藤原政宗銘の擬宝珠は大正13年(1924)に畑から偶然発見された1点であり、このほかにも一桁台の個数の物件が散見される。そうした中で上の橋、下の橋両橋に現存する36個という数は飛びぬけて多い。慶長14・16年架設当初の第1期擬宝珠に限っても15個にのぼり、他の全国12件の個々の残存数は比較するまでもない。全国的にみても誇るべき事例と言える。</p> <p>また、流失後に鋳直されたと思われる第2期、第3期の擬宝珠についても銘文は改められることはなく、その都度当初の内容が踏襲されたことも特筆される。中世以来の由緒を有する南部家の擬宝珠を、藩としてその存在をいか程までに大切にしていたかがうかがわれる事例である。</p> <p>これらの歴史的背景や全国的に見ての希少性その他が岩手県民の誇りであり、文化財愛護を具現化しているものと言っても過言ではない。</p> <p>よって当該物件は岩手県指定有形文化財として指定すべき物件であると思料する。</p> <p>なお、重要美術品認定については、当時の関係者の思いを尊重し、国に対し認定の解除がなきよう進めることが肝要であり、さらには重要文化財指定に向けた岩手県の姿勢を示すべきと併せて思料するものである。</p>

※橋名については「の」、刻銘の引用については「之」を用いた(例上の橋、上之橋銘)

県民会館

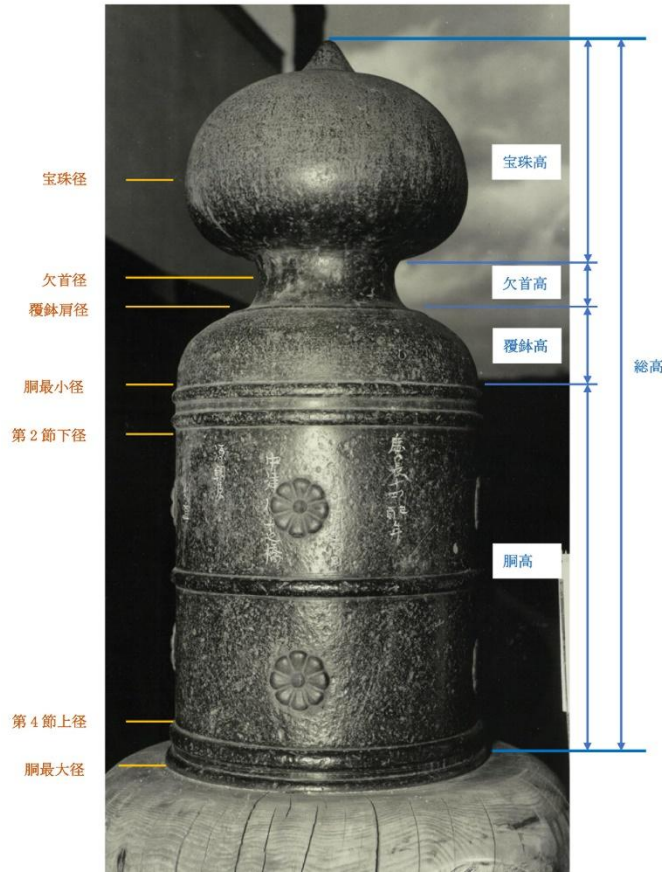
盛岡城跡公園



5個	14年10月上旬の橋・1期	2個	14年10月上旬の橋・2期	1個	14年10月上旬の橋・3期
9個	16年8月中の橋・1期	1個	16年8月中の橋・2期 + 追銘	1個	16年8月中の橋・3期

2個	14年10月上旬の橋・2期	7個	14年10月上旬の橋・3期
3個	16年8月中の橋・2期	5個	16年8月中の橋・3期
1個	16年8月中の橋・1期		

計測箇所



擬宝珠計測値

橋	通番	総高	宝珠高	宝珠径	欠首高	欠首径	覆鉢高	覆鉢肩径	胴高	胴最小径	第2節下径	第4節上径	胴最大径	太田分類
上の橋	1	625	195	254	50	119	67	267	313	267	268	277	294	16年1期
	2	615	186	248	58	119	60	241	311	264	262	261	277	14年1期
	3	619	191	259	52	124	64	244	312	264	264	268	283	14年1期
	4	626	199	241	48	112	67	241	312	266	270	272	290	16年1期
	5	612	187	248	52	124	60	266	299	266	268	269	286	14年2期
	6	650	206	261	50	130	59	186	335	276	276	277	290	16年2期
	7	625	205	253	50	113	56	252	314	266	270	277	285	16年1期
	8	638	209	240	51	117	67	242	311	260	263	265	271	16年1期
	9	624	192	253	52	125	65	253	315	269	271	271	285	16年1期
	10	632	202	257.5	51	129	65	255	314	272	274.5	277.5	290.5	16年1期
	11	611	191	233	50	95	52	222	318	271	269	268	286	14年1期
	12	625	205	261.5	51	144.5	58	245.5	311	266	270	282	292	14年3期
	13	619	194	261.5	50	125.5	52	247	323	270	270	267	278	16年1期
	14	623	196	257.5	52	124	62	230	313	262	266	268	278	14年2期
	15	620	205	248	45	125	47	226	323	260	264	268	276	16年1期
	16	606	178	249	48	127	62	251	318	265	265	265	280	14年1期
	17	624	189	252	64	122	62	254	309	267	268	270	281	14年1期
	18	633	203	251	50	121	66	250	314	271	271	277	284	16年1期
下の橋	19	634	209	256	52	132	60	249	313	265.5	267	272	293	16年3期
	20	623	194	260	54	119	61	228	314	266	269	270	285	14年2期
	21	629	204	259	54	129	59	246	312	265.5	269	272.5	285	14年2期
	22	637	215	262	54	130	54	255	314	272	272	272	288	16年2期
	23	628	210	256	50	120	54	230	314	264	268	270	290	16年3期
	24	639	209	254	56	129	57	244.5	317	264	264	266.5	280	14年3期
	25	651	222	251	56	129	54	246	319	261	262	266	277	14年3期
	26	639	211	261	54	123.5	63	265	311	273	272	277.5	285.5	14年3期
	27	633	225	262	48	132	55	259	305	273	274	276	293	16年2期
	28	630	216	263	53	135	58	251	303	272.5	272	278.5	288	14年3期
	29	634	214	259	49	133	56	256	315	267	268	273.5	288	16年3期
	30	645	220	263	49	130	61	250	315	270	272	276	293	16年2期
	31	635	202	260	61	132	60	254	312	270	270	268	278	14年3期
	32	620	190	256	53	126	61	257	316	270	270	273	286	16年1期
	33	638	209	252	52	121.5	59	239.5	318	262	260.5	262	275	14年3期
	34	641	220	263	51	132	57	263	313	277.5	277	281	291	14年3期
	35	628	208	254	48	130	58	246	314	266	270	270	286	16年3期
	36	635	209.5	277	54	132	59	254	312.5	266	266.5	269	288	16年3期
最小値		606	178	233	45	95	47	186	299	260	260.5	261	271	
最大値		651	225	277	64	144.5	67	267	335	277.5	277	282	294	

上の橋擬宝珠



① (16-1)



② (14-1)



③ (14-1)



④ (16-1)



⑤ (14-2)



⑥ (16-2)



⑦ (16-1)



⑧ (16-1)



⑨ (16-1)



⑩ (16-1)



⑪ (14-1)



⑫ (14-3)



⑬ (16-1)



⑭ (14-2)



⑮ (16-1)



⑯ (14-1)



⑰ (14-1)



⑱ (16-1)



下の橋擬宝珠



⑲ (16-3)



⑳ (14-2)



㉑ (14-2)



㉒ (16-2)



㉓ (16-3)



㉔ (14-3)



㉕ (14-3)



㉖ (14-3)



㉗ (16-2)



㉘ (14-3)



㉙ (16-3)



㉚ (16-2)



㉛ (14-3)



㉜ (16-1)



㉝ (14-3)



㉞ (14-3)



㉟ (16-3)



㊱ (16-3)



諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	大迫あんどんまつり（おおはさまあんどんまつり）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	花巻市大迫町大迫第2地割 51-4 大迫あんどん山車保存会
文化財の所在場所	花巻市大迫町
指 定 理 由	<p>「大迫のあんどんまつり」は「大迫の盆祭」などと言われ、天明・天保の飢饉の餓死者を弔うために、僧侶が町の信徒の若者たちと施餓鬼供養のあんどんを持って町内を歩いたのが始まりとされており、秋祭りである愛宕神社例祭とともに江戸時代終わり頃に始まったとされる、盆の火焚き行事である「万灯（まんどう）」の一つである。</p> <p>県内では七夕の頃に陸前高田市や大船渡市盛町、盛岡市で灯ろうを山車に載せて曳くなどする祭りがあるが、大迫町では盆のにぎやかに踊るなどの習俗とともに灯ろう山車が継承されており、特に飢饉で苦しんだ地域の歴史を意識して死者供養の目的を語り、近年ではその年の物故者の慰霊も行われている。</p> <p>明治10年代にあんどんを大八車に載せて曳くようになり、20年代には秋祭りの人形をあんどんで飾ったり、秋祭用の山車に屋根より高い四角や六角の箱型のあんどんを載せて紐や棒で支えながら歩くようになった。その後、青森のねぶたの影響を受け立体的なあんどんになった。祭りの当初は、南部凧絵や絵馬をもとにした意匠であったといわれており、現在は武者絵や歌舞伎、昔話など様々な題材で作られているが、どこかに仏画を入れることが不文律となっている。祭りは毎年旧暦の7月14日から16日に開催していたが、昭和30年代に新暦の8月14日から16日となり、現在は8月14日と16日の夕刻にあんどん山車が運行されている。山車を出すのは、かつては上町、川原町、下町の三町であったが、昭和52年（1977）以降は現在の若衆組に連なる山車が加わり4台が運行している。現在は「大迫あんどん山車保存会」が祭りを主催し、運行順路と時間を定めて、山車を集めた観光イベントも開催している。参加する地域の範囲を広げて参加者の確保を図るなど、各町が地域をあげて継承の努力をしており、また、それぞれの役割に女性の制限を設けないなど、全体的に禁忌や規制が少なく、それぞれの年齢層が新しい取り組みを始めることを許容している各組の姿勢は、今後の継承へも貢献するものである。</p> <p>万灯行事が、その本質である死者供養を認識し直しながら展開した、地域性が表れた盆行事であり、本文化財を岩手県指定無形民俗文化財として指定することが適当である。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>風俗慣習のうち、</p> <p>（1）由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。</p>

指定文化財調査報告書（無形民俗文化財）

調査員 東 資子

令和 7 年 12 月 15 日

1 所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	大迫あんどん山車保存会
2 文化財の所在場所	花巻市大迫町
3 種別	無形民俗文化財
4 名称	大迫あんどんまつり
5 時代又は年代	近世～
6 画讃・奥書・銘文等	—
7 伝来及び経過 (由来・伝承)	<p>【地域の概要】</p> <p>花巻市大迫町は、近世は大迫村。盛岡藩領稗貫郡のうちであり、大迫通の七村の一つ。盛岡、遠野、大槌を結ぶ伝馬路線の中間駅として栄えた。しかし、飢饉にみまわれてきた地域でもあり、大迫通での百姓一揆は八回あり、天保7年（1836）の一揆では打ち首者を出している。</p> <p>明治22年（1889）からは大迫町となり、タバコ、生糸、馬産を主要な産業とし、製糸工場が複数作られて活況を呈したが、昭和不況で衰退する。戦後はブドウ栽培に取り組みワイナリーが作られ、町を代表する産業になっている。平成18年（2006）からは花巻市大迫町。</p> <p>【由来・変遷】</p> <p>「大迫の盆祭」といわれ、天明・天保の飢饉の餓死者を弔うために僧侶が町の信徒の若者たちと施餓鬼供養のあんどんを持って町内を歩いたのが始まりとされ、愛宕神社の秋祭りとともに江戸時代終わり頃に始まったという。</p> <p>明治10年代にあんどんが大八車に載せて曳かれるようになり、20年代には秋祭用の山車にあんどん絵が載せられた。秋祭りの人形をあんどんで飾ったり、屋根より高い四角や六角の箱型のあんどんを紐や棒で支えながら歩いたりしたという。</p> <p>当初は、南部凧絵や絵馬をもとにしたあんどんの意匠だったと推測されているが、大正4年（1915）は、御大典奉祝の花電車、浅野内匠頭の墓、仁田四郎、二宮金次、道成寺、浦島太郎を出したことが記録されている。戦後には動く仕掛けがはやり、宝船、浦島太郎などがあったが、昭和30年代から人</p>

	<p>形の形になり、青森のねぶたの影響を受けて立体的になったという。現在は、武者絵や歌舞伎、物語や漫画などさまざまな題材で作られ、どこかに仏画を入れることが不文律となっている。</p> <p>山車を出すのは三町（上町・川原町・下町）であったが、個人が出すこともあったという。昭和 52 年（1977）以降は現在の若衆組に連なる山車が変わり 4 台となった。</p> <p>昭和 12 年（1937）～20 年（1945）は戦争のために、34 年（1959）～36 年（1961）、56 年（1981）～58 年（1983）は道路工事のために中止した。また新型コロナウイルス感染症対策で令和 2 年（2020）、3 年（2021）は、運行せずに各公民館等であんどんを飾った。</p> <p>毎年旧暦 7 月 14～16 日に開催していたが、昭和 30 年代に新暦 8 月 14～16 日に変わり、その後 14 日と 16 日の二日間の運行になった。昭和期は深夜までルートを決めずに運行していたが、昭和 59 年（1984）に 22 時終了になり、近年は運行順路と時間を定めて山車を集めた観光イベントを開催している。</p> <p>【大迫の盆】</p> <p>明治、大正期の大迫では、盆は仮装した男女のドーゲ（道化）が夜を徹して騒いでいたといい、16 日は老若男女みなが踊りあかしたともいう。また昭和期には念仏踊りや和讃念仏、さんさや神楽など地域の郷土芸能が出て踊りを披露していたといい、大迫の盆は近郊からも人が集まり賑わう行事であった。</p>
<p>8 現在の活動</p>	<p>【概要】</p> <p>四組のあんどん山車が、8 月 14 日と 16 日の夕刻に大迫地域内（上町、仲町、下町、川原町）を運行する。あんどんは各日異なるものが作られ、大八車に載せられて運行する。</p> <p>山車には大小の太鼓、笛、鉦がつき、音頭上げ、手踊りが行われる。他の組の本部や世話になっている店、大口の寄付者、そして初盆の家などでそれぞれに合わせた音頭が上げられる。</p> <p>【組織】</p> <p>大迫あんどん山車保存会（花巻市大迫総合支所地域振興課内）が主催し、山車組（上若組（上町地区）、川若組（川原町地区）、下若組（下町地区）、若衆組（町内有志））が参加している。</p> <p>【令和 7 年の日程】</p> <p>8 月 14 日 餓死者供養碑、天保義民の碑での安全運行祈願に各組責任者が出席し、住職が読経。</p> <p>山車運行、イベント（神輿運行、山車集合）16：00～22：00</p> <p>16 日 山車運行、イベント（さんさ踊り、山車集合）16：00～22：00</p> <p>【構成員】</p> <p>山車の準備は町内の大人たちが 1 か月以上かけて行う。絵の得意な人が絵描きを担当し、大工などが骨組みを作り、みなで糸掛け、蠟入れ、紙貼りな</p>

	<p>どを行う。</p> <p>山車の運行も町内の人で行う。曳き手は子供や婦人などが、梶棒や電線あげは若い男性が担当する。囃子は小太鼓を小・中学生、大太鼓・笛・鉦を高校生以上が受け持ち、女性などが手踊り、大人が音頭上げをする。</p> <p>【たいこ・手踊り・音頭】</p> <p>太鼓の曲には、休み太鼓（停車時・出発前）と進み太鼓（進行中）があり、音頭上げや手踊りでも伴奏する。</p> <p>手踊りは、「小栗判官」「大迫音頭」「大迫盆歌」、歌謡曲などで踊るが、創作のパフォーマンスをする組もある。この祭りで特徴的な小栗判官は、膏薬売りの口上の音頭をあげ、踊るものである。</p> <p>音頭上げは、あんどんの題材に合わせて毎年新しく作る。供養の音頭は定型がある。</p> <p>【供養】</p> <p>16日には各組が初盆の家への供養の音頭上げを行う。運行ルートから外れている家には、その方向に山車を向けて音頭を上げたり、山車から離れて数人が音頭上げに行ったりする。</p>
9 保存・活用の方向性	<p>各町が秋祭りとともに地域をあげて継承しており、参加する地域の範囲を広げて参加者の確保を図っている。また各役割に女性の制限を設けず、全体的に禁忌や規制が少なく、それぞれの年齢層が新しい取り組みを始めることを許容している各組の姿勢は、今後の継承へ貢献するものである。</p>
10 所見	<p>盆の火焚き行事である「万灯（まんどう）」の一つである。県内では七夕頃に陸前高田市、大船渡市盛町、盛岡市で明かりを灯した灯ろうを山車に載せて曳くなどしている。過去の盛岡市には桜山神社の夏祭りでのあんどん山車や子供たちの七夕行事などがあった。</p> <p>大迫では盆ににぎやかに踊るなどの習俗が継承されており、七夕行事が盆に移ったようである。特に飢饉で苦しんだ地域の歴史を意識して死者供養の目的を語り、近年ではその年の物故者の慰霊も行っている。</p> <p>形はねぶた祭などの影響を受けて立体的に造形されるようになっていき、独自の体裁を整えていった。</p> <p>万灯行事がその本質である死者供養を認識し直しながら展開した、地域性が表れた盆行事である。</p>
11 その他参考となるべき事項	<p>立体的なあんどんを曳く祭りは、青森県のねぶた・ねぶた、富山県砺波・小矢部・南砺地方や北海道沼田町での夜高あんどん祭がある。</p> <p>花巻市指定無形民俗文化財（平成17年）</p> <p>【参考引用文献】「大正4年菅原隆太郎日誌」、『公民館建設回顧録 汗の結晶』大迫町上町青年同志会1955、『大迫町史 産業編』大迫町1985ほか</p>

12 指定等の該当基準	風俗慣習のうち (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
----------------	------------------------------------------------------



山車運行状況
(平成 17 年、川若組)



山車運行状況
(平成 23 年、上若組、下若組、川若組、若衆組)



山車運行状況
(平成 26 年、若衆組)



山車運行状況
(令和4年、上若組、下若組)



山車運行状況
(令和7年、下若組)



山車製作
(平成20年、若衆組)



山車製作
(令和7年、下若組)



山車解体
(令和7年、下若組)

提供：花巻市教育委員会

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日

条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例（昭和32年岩手県条例第46号）は、廃止する。

附 則（昭和58年3月15日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第42号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例(昭和51年岩手県条例第45号)第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
 - (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

- 2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
 - (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、

名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの

- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衡上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、

模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。

- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団も含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和8年2月6日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27 うち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1 うち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	11	12
		彫 刻	23 うち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17 うち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1 うち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	10	13
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	3	11	14
		無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	9	34	43	
	無 形 民 俗 文 化 財	9 保持団体13	44	53	
記 念 物	史 跡	34 うち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	36	70	
	名 勝	9 うち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6 うち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14 うち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13 うち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	6	19
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名勝及び天然記念物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	180	411	591		
選定保存技術	1 保持団体 1		1		
登 録	登録文化財（建造物）	109 37箇所		109	
	登録有形民俗文化財	0		0	
	登録記念物	3		3	

過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種 類	名 称	指定年月日	市町村名
28	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28.09.06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29.4.7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29.4.7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29.4.7	一関市
	無形民俗文化財	大宮神楽	29.4.7	盛岡市
29	彫 刻	木造不動明王立像	29.11.14	一関市
	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	29.11.14	一関市
	絵 画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30.4.13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30.4.13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30.4.13	花巻市
	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30.4.13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
30	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30.12.7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31.4.16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像(伝十一面観音)	31.4.16	遠野市
	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31.4.16	遠野市
31	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2.4.7	宮古市
	考古資料	長倉I遺跡出土品	2.4.7	軽米町
	無形民俗文化財	八木巻神楽	2.4.7	花巻市
2	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2.11.13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	2.11.27 (追加指定)	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3.4.9	紫波町
3	有形民俗文化財	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料	4.4.8	盛岡市
	無形民俗文化財	南日詰大神楽	4.4.8	紫波町
	史跡	久慈城跡	4.4.8	久慈市
4	歴史資料	紙本墨書 天台寺再興勸進帳	5.4.7	二戸市
5	古文書	岩手県管轄地誌 甲本	5.11.21	盛岡市
	古文書	岩手県管轄地誌 乙本	5.11.21	盛岡市
	古文書	盛岡藩覚書	5.11.21	盛岡市
	無形民俗文化財	盛町五年祭	5.11.21	大船渡市
	無形民俗文化財	日高火防祭	5.11.21	奥州市
6	古文書	盛岡藩雑書	5.12.22 (追加指定)	盛岡市
	無形民俗文化財	盛岡八幡宮祭りの山車行事	6.4.9	盛岡市
	無形民俗文化財	山田の神幸行事	6.4.9	山田町
	絵画	猪川観音長谷寺絵馬群	6.11.19	大船渡市
	有形民俗文化財	二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具	6.11.19	二戸市
7	歴史資料	三浦命助関係資料	7.4.11	釜石市
	有形民俗文化財	久慈地方の牛方関係資料	7.11.7	久慈市
	天然記念物	米田浜津波堆積物	7.11.7	野田村

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
28	第1回							1										1	5
	第2回				1				1				2					4	
29	第1回			2														2	6
	第2回		1					1					1			1		4	
30	第1回												1					1	4
	第2回	1		1	1													3	
31元	第1回																	0	3
	第2回			1					1				1					3	
2	第1回												2					2	3
	第2回	1																1	
3	第1回																	0	3
	第2回											1	1	1				3	
4	第1回																	0	1
	第2回									1								1	
5	第1回							3					2					5	7
	第2回												2					2	
6	第1回		1										1					2	3
	第2回									1								1	
7	第1回												1			1		2	2
	第2回																	0	
合計		2	2	4	2	0	0	5	2	2	0	3	12	1	0	2	0	37	